

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第11節 特 恵 関 稅 等</p> <p>(特恵関税等を適用する場合の取扱い)</p> <p>8の2—1 法第8条の2第1項又は第3項の規定により特恵関税又は特恵関税についての特別の便益（以下この節において「特恵関税等」という。）の適用を受けようとする輸入申告（関税法第43条の3第1項（同法第<u>61条の4</u>において準用する場合を含む。）又は同法第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）がなされた物品に係るもの又は特例申告貨物に係るものを除く。）又は蔵入申請等（以下この節において「輸入申告等」という。）が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) <u>受理担当審査官</u>における取扱い</p> <p>受理担当審査官が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ～ヘ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(原産地証明書の要件及び記載に不備がある場合の取扱い)</p> <p>8の2—6 令第27条第1項《原産地証明書の提出》の規定により税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満た</p>	<p>第11節 特 恵 関 稅 等</p> <p>(特恵関税等を適用する場合の取扱い)</p> <p>8の2—1 法第8条の2第1項又は第3項の規定により特恵関税又は特恵関税についての特別の便益（以下この節において「特恵関税等」という。）の適用を受けようとする輸入申告（関税法第43条の3第1項（同法第<u>62条の10</u>において準用する場合を含む。）又は同法第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）がなされた物品に係るもの又は特例申告貨物に係るものを除く。）又は蔵入申請等（以下この節において「輸入申告等」という。）が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) <u>受理審</u>における取扱い</p> <p>受理担当審査官（以下「受理審」という。）が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ～ヘ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(原産地証明書の要件及び記載に不備がある場合の取扱い)</p> <p>8の2—6 令第27条第1項《原産地証明書の提出》の規定により税關に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満た</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>す場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、当該証明書に記載された原産地が令第26条《原産地の意義》の規定による原産地に明らかに該当しないと認められる場合には、この限りでない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 原産地証明書の記載事項に不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産地証明書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下、「軽微な誤り」という）である場合には、特恵関税等を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地証明書を提出するよう指導する。原産地証明書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 原産地証明書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書は有効として</p>	<p>す場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、当該証明書に記載された原産地が令第26条《原産地の意義》の規定による原産地に明らかに該当しないと認められる場合には、この限りでない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 原産地証明書の記載事項に不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産地証明書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下、「軽微な誤り」という）である場合には、特恵関税等を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地証明書を提出するよう指導する。原産地証明書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 原産地証明書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書は有効として</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書の正確性に影響する場合もあることから、<u>首席原産地調査官</u>（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官。）と協議の上、処理するものとする。</p> <p>ニ及びホ (省略)</p>	<p>取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書の正確性に影響する場合もあることから、<u>原産地調査官</u>と協議の上、処理するものとする。</p> <p>ニ及びホ (同左)</p>